

# 医療費控除を受ける方へ

## ■医療費控除とは

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和6年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。

$$\left( \begin{array}{l} \text{令和6年中に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left\{ 10\text{万円} \left( \begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円} \\ \text{までの方は所得の合計額} \\ \text{の5\%} \end{array} \right) \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を所得税の確定申告書に添付する必要があります。

- 医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。
- セルフメディケーション税制を適用する場合には、通常の医療費控除の適用はできません(選択適用)。また、修正申告又は更正の請求において、選択を変更することはできません。

※[セルフメディケーション税制](#)とは

令和6年度の確定申告については、次のリンク先を参照ください。

⇒ 国税庁HP 「[確定申告特集](#)」サイト

※医療費控除の医療費の申告方法（次の何れかの方法で申告ください）

① マイナポータル連携を利用して医療費通知情報を取得し、医療費の内容をe-Taxへ自動連携する。

⇒ 国税庁HP 「[マイナポータル連携の利用](#)」を参照ください。

② 健保組合からデータで取得した「医療費通知データ」(XML形式)を読み込んで、医療費の内容をe-Taxへ自動連携する。

⇒ 当資料 [P3～8](#) を参照ください。

③ 「医療費集計フォーム」(excelフォーマット)に健保組合の医療費明細情報や医療費の領収書内容を入力し、当該ファイルを読み込んでe-Taxへ自動連携する。(または、当該ファイルを添付して申告書を提出する)

⇒ 当資料 [P9～17](#) を参照ください。

④ 医療費の内容をe-Taxへ1件毎に入力する。  
(「医療を受けた人」、「病院」ごとにまとめて入力できます)

⇒ 確定申告作成サイト 「[医療費の合計額のみ入力する](#)」を参照ください。

## ② 健保組合からデータで取得した「医療費通知データ」(XML形式)を読み込んで、医療費の内容をe-Taxへ自動連携する方法

### 1. 健保HPの「MY HEALTH WEB」にログイン後、「医療費情報」を選択し、「医療費のお知らせ」に掲載されている「医療費情報」タグをクリックし、「医療費控除申告用」を選択。

The image shows two browser screenshots illustrating the navigation process on the Sunory Health Insurance website. The first screenshot shows the 'TOP' page with a red box highlighting the '医療費情報' (Medical Information) link. A red arrow points from this link to the second screenshot, which shows the '医療費情報' (Medical Information) page with a red circle around the '医療費のお知らせ' (Medical Expense Information) link. A red dashed arrow points from this link to a third screenshot, which shows the expanded menu for '医療費のお知らせ' (Medical Expense Information) with a red circle around the '医療費控除申告用' (Medical Expense Control Declaration) option. A red circle also highlights the '医療費情報' (Medical Information) link in the top navigation bar of the first screenshot. The word '拡大' (Expand) is written in red text next to the dashed arrow.

医療費情報  
医療費明細・給付金支給明細  
ジェネリック医薬品差額情報・医療費控除申告用

各種届出・申請  
健康保険被扶養者異動届(加入・削除)

医療費情報  
医療費明細  
給付金支給明細  
ジェネリック医薬品差額情報  
医療費控除申告用

医療費のお知らせ

最新の医療費通知(家族総計)

令和5年08月診療分 合計			
件数	日数	医療費総計	自己負担総額
1	1	¥27,810	¥8,343

自己負担総額は、医療費と食事代の月額自己負担額の合算となります。医療費総額は自己負担額、健保組合負担額、公費負担額の全てを含めた月額医療費と食事代の合算となります。  
※データの反映は受診月の約3ヶ月後となりますが、医療機関からの請求が遅れた場合は一部反映が遅れる場合がございます。

詳細はこちら

## 2. 「医療費控除申告用」画面の電子申告「XMLデータダウンロード」ボタンをクリック。



## 3. 「医療費通知データ(XML)ダウンロード」画面より、「発行対象年」を選択し、「表示」ボタンをクリック。



#### 4. 「医療費通知データ(XML)ダウンロード」画面に、発行対象年度の医療費明細(自己負担額)が表示されるので、ご確認ください。

発行対象年 2023 年 表示

被保険者証 1601-118704

被保険者氏名 モトヨシ シンイチロウ

医療費通知データ (XML) ダウンロード

2023年分の医療費明細

原則、受診から3ヶ月後の掲載となります。医療機関からのレセプト請求状況によりさらに遅れることもあります。

診療年月	受診者氏名	医療機関名	自己負担額
2023/01			¥1,068
2023/01			¥852
2023/02			¥8,337

下へスクロール

## 5. 「医療費通知データ(XML)ダウンロード」画面の医療費明細と、注意事項を確認の上、最下部にある「注意事項に同意する」をチェックし、「医療費通知データ(XML)ダウンロード」ボタンをクリックして、XMLデータをダウンロードしてください。

に自己負担の減免を受けた場合や医療費を補填する給付金（例えば、出産育児一時金、高額療養費）がある場合は、領収書等をもとに1件ごとに実際に支払った医療費の額に補正する必要があります。

- 医療費通知に記載されている「自己負担額」について、窓口で実際に支払う医療費の額は、10円未満の金額につき端数処理（四捨五入）が行われているため、医療費通知に記載された「自己負担額」と窓口で実際に支払った医療費の額が相違する場合がありますが、医療費通知に記載された「自己負担額」に基づいて医療費控除の額を計算して差し支えありません。なお、窓口で実際に支払った医療費の額により医療費控除の額を計算しても差し支えありません。この場合、実際に支払った医療費の額に補正する必要があります。
- 医療費控除等の申告に関する事項は、所轄税務署にお問い合わせください。

注意事項に同意する

医療費通知データ (XML) ダウンロード

医療費情報TOP TOPページ

サントリー健康保険組合  
MY HEALTH WEBヘルプデスク  
電話番号：03-5213-4467

ホーム  
MY HEALTH WEBとは  
プライバシーポリシー  
利用規約

MHW アプリ  
iOS 版

## 6. ダウンロードした「医療費通知データ(XML)」をPC上等に保存し、e-Taxサイトにて、保存したXMLデータをアップロードしてください。

## 7-1. 医療費控除の申告にあたっての注意事項

- ① 「医療費通知データ(XML)」データについては、健康保険対象の入院・外来治療・薬剤等の医療機関窓口で支払われた自己負担分の金額のみとなります。金額については、健保組合に医療機関より届く情報(レセプト)の診療点数により算出されたものですので、窓口で実際に支払われた額と、端数処理の関係上、多少差異が出る場合があります。(少額の差異なので申告上は問題ないとされています)

※確定申告期間までに、医療機関より健保組合に情報が届いていないため、前年年度末(11、12月)分が含まれていない場合があります。お手元の領収書等でご確認の上、別途ご申告ください。

また、XMLデータには、サントリー健保からの給付金は含まれておりませんので、当健保から給付金の支給があった方は、本XMLデータとは別にご申告ください。

※傷病手当金、出産手当金、傷病手当金付加金、延長傷病手当金付加金は医療費控除での給付としての申告は不要です。

- ② その他で医療費控除の対象になる「健康保険適用外の治療費・薬剤費」や医療機関までの「交通費」、「サントリー健保に加入されていないご家族の医療費」、「市販の常備薬等の購入代金」、行政や個人加入の保険会社の「健保以外からの給付金」も含まれておりませんので、その分については、必要に応じ、各自でご準備の上、別途ご申告ください。

- ③ 2024年度途中にサントリー健保に加入された方のサントリー健保以前の医療費・給付金については、以前に加入されていた保険者(健保組合・共済組合・国保等)へご確認下さい。

## 7-2. 医療費控除の申告にあたっての注意事項（続き）

- ④XMLデータはe-Taxアップロード用の特殊形式のデータですので、ファイルをそのまま開いても  
解読不能なデータになっています。  
内容は、ダウンロードする前の「医療費通知データ(XML)ダウンロード」画面で表示された  
医療費明細か、アップロード後のe-Tax上にてご確認ください。
- ⑤その他、確定申告やe-Taxに関する事項、窓口での申告に関する事などについては、国税庁、  
または管轄である最寄りの税務署の窓口へ、各自でお問い合わせ下さい。

### ③ 「医療費集計フォーム」(excelフォーマット)に健保組合の医療費明細情報や医療費の領収書内容を入力し、当該ファイルを読み込んでe-Taxへ自動連携する方法（または、当該ファイルを添付して申告書を提出）

1. 健保HPの「MY HEALTH WEB」にログイン後、「医療費情報」を選択し、「医療費のお知らせ」に掲載されている「最新の医療費通知(家族総計)」の【詳細はこちら】ボタンをクリックする。

The image shows two screenshots of the Sunory Health Insurance website. The first screenshot shows the homepage with the '医療費情報' (Medical Expense Information) menu item highlighted in a red box. A red arrow points from this box to the second screenshot. The second screenshot shows the '医療費のお知らせ' (Medical Expense Notice) page, where the '最新の医療費通知(家族総計)' (Latest Medical Expense Notification (Family Total)) section is visible. A table shows the summary for August 2023. A red box highlights the '詳細はこちら' (Details here) button, with a red arrow pointing to the text '次へ' (Next).

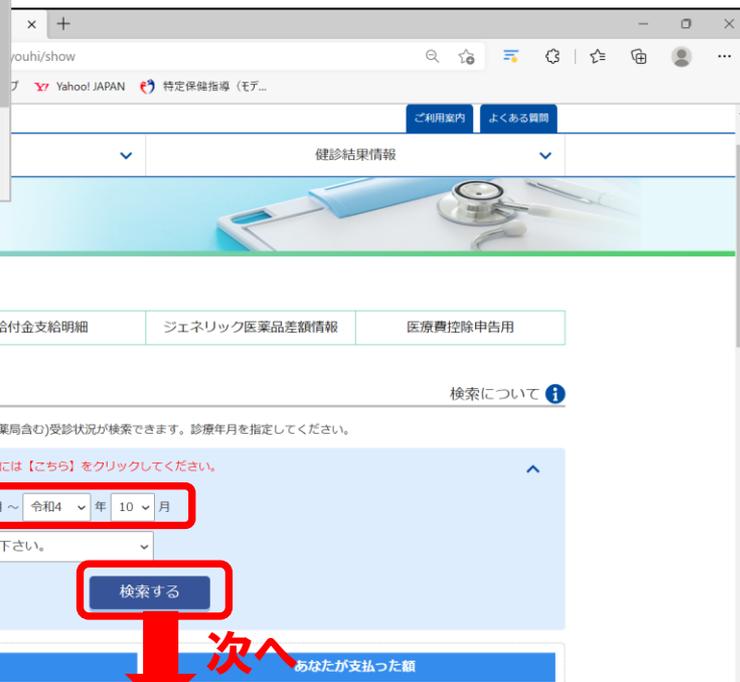
最新の医療費通知(家族総計)

令和5年08月診療分 合計			
件数	日数	医療費総計	自己負担総額
1	1	¥27,810	¥8,343

自己負担総額は、医療費と食事代の月額自己負担額の合算となります。医療費総額は自己負担額、健保組合負担額、公費負担額の全てを含めた月額医療費と食事代の合算となります。  
※データの反映は受診月の約3ヶ月後となりますが、医療機関からの請求が遅れた場合は一部反映が遅れる場合がございます。

次へ

2. 「医療費明細検索」画面の「検索」部分をクリックし、表示された「診療年月」に、検索したい期間を入力して「検索する」ボタンをクリック。  
※確定申告期間までに健保組合に情報が届いていない前年年度末(11、12月分)については検索できない場合があります。  
※「医療機関名」は必要に応じて絞り込んでください。



### 3. 医療費明細が表示されますので、窓口負担額を確認ください。

医療費明細検索

ご本人(被保険者)様は、家族すべての医療機関(薬局含む)受診状況が検索できます。診療年月を指定してください。

検索 ←期間を指定して検索される場合には【こちら】をクリックしてください。

被保険者証      あなたが支払った額

医療費明細

令和4年01月 ~ 令和4年10月の医療費明細

受診者	受診したところ	診療年月/日数(回数)	総医療費	窓口負担額		補助説明
				食事療養費	窓口食事負担額	
外来		R4.10 2日	5,680 0	3,976 0	1,704 0	
調剤		R4.10 2日	7,550 0	5,285 0	2,265 0	



### 4. 医療費明細を下にスクロールすると合計欄の下に「PDFダウンロード/印刷」ボタンがありますので、必要に応じてダウンロードまたは印刷をしてください。

外来		R4.01 1日	0	0	0	
調剤		R4.01 1日	6,330 0	4,431 0	1,899 0	
合計			273,900 0	191,730 0	72,168 0	

PDFダウンロード/印刷

- ◇ 記載は、1行につき1ヶ月間に1つの医療機関(入院・外来別、診療科別、調剤別)で受診された分をまとめています
- ◇ 医療費の額には保険外負担(差額ベット代、歯科における自費診療分等)は、含まれておりません
- ◇ 市町村の医療費助成等を受けている方は、助成分等が「窓口負担額」の欄に記載される場合もあります
- ◇ 窓口負担額は、差数処理や審査等によって、実際の支払額とは異なる場合があります
- ◇ この通知書は確定申告には使用できません

## (給付金支給照会) ※保険給付金の支給があった方のみ

1. MY HEALTH WEBにログイン後、「医療費情報」を選択し、「医療費のお知らせ」に掲載されている「最新の給付金支給額(家族総計)」の【詳細はこちら】ボタンをクリックする。

最新の給付金支給額(家族総計)

次へ

令和5年08月診療分 合計			
件数	日数	医療費総計	自己負担総額
1	1	¥27,810	¥8,343

自己負担総額は、医療費と食事代の月額自己負担額の合算となります。医療費総額は自己負担額、健保組合負担額、公費負担額の全てを含めた月額医療費と食事代の合算となります。  
※データの反映は受診月の約3ヶ月後となりますが、医療機関からの請求が遅れた場合は一部反映が遅れる場合がございます。

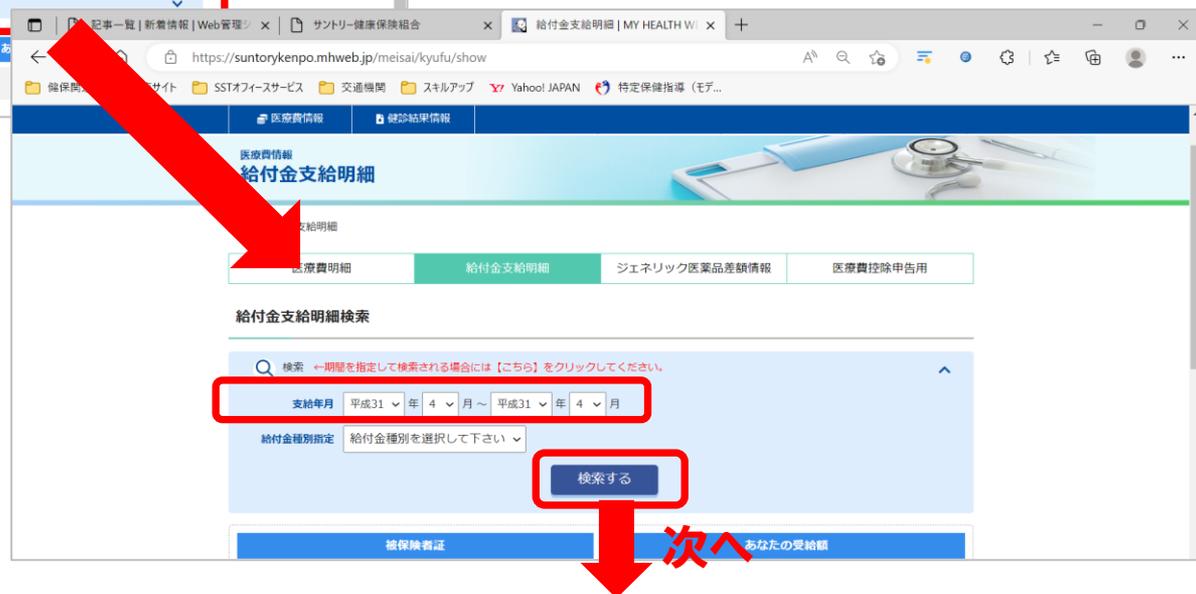
詳細はこちら

平成31年04月01日 支給分	
件数	支給額
1	¥25,500

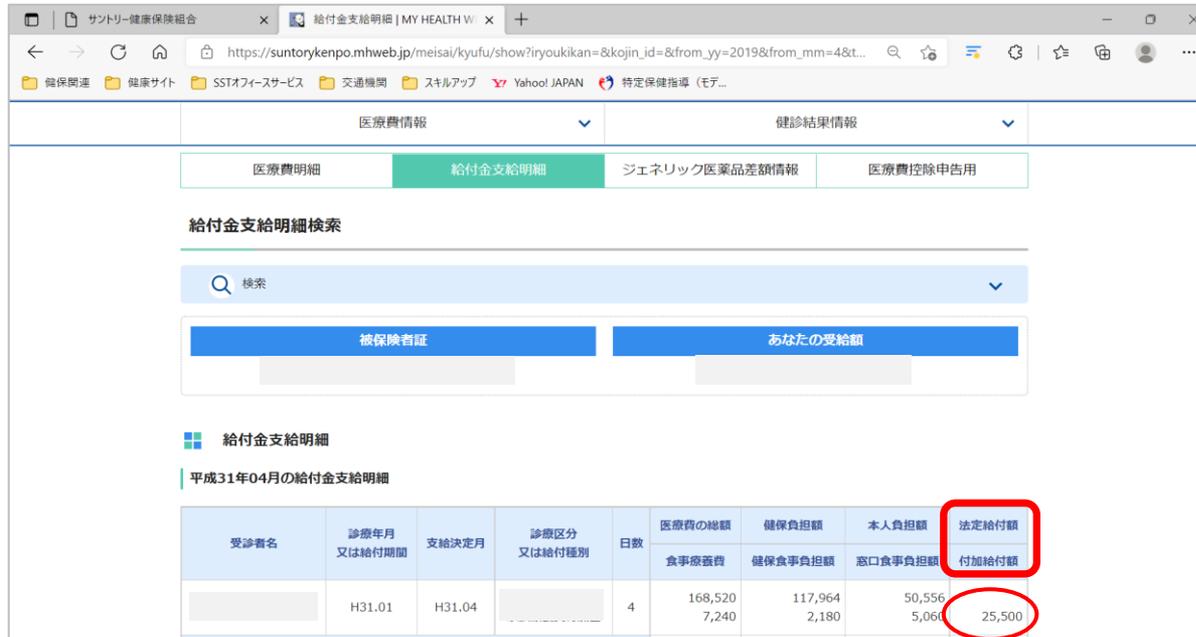
詳細はこちら

最新のジェネリック医薬品差額情報 (家族総計)

2. 「給付金支給明細検索」画面の「検索」部分をクリックし、表示された「診療年月」に、検索したい期間を入力して「検索する」ボタンをクリック。  
※「給付金種別指定」は必要に応じて絞り込んでください。  
(注意) 出産手当金、傷病手当金、傷病手当金付加金、延長傷病手当金付加金は医療費控除での給付としての申告は不要です。



### 3. 給付金支給明細が表示されますので、法定給付額・付加給付額を確認下さい。



給付金支給明細検索

被保険者証      あなたの受給額

給付金支給明細

平成31年04月の給付金支給明細

受診者名	診療年月 又は給付期間	支給決定月	診療区分 又は給付種別	日数	医療費の総額	健保負担額	本人負担額	法定給付額
					食事療養費	健保食事負担額	窓口食事負担額	付加給付額
	H31.01	H31.04		4	168,520 7,240	117,964 2,180	50,556 5,060	25,500

### 4. 給付金支給明細を下にスクロールすると合計欄の下に「PDFダウンロード/印刷」と「給付金支給決定通知書」ボタンがありますので、必要に応じてダウンロードまたは印刷をしてください。



合計	168,520 7,240	117,964 2,180	50,556 5,060	25,500
----	------------------	------------------	-----------------	--------

PDFダウンロード/印刷

給付金支給決定通知書

※ 在職者は給与にて、任職者は申請時に連絡された銀行口座に振込いたします。  
※ 各社の給与支給日が25日以降の場合は支給決定月の給与で24日以前の場合には支給決定月の翌月の給与にて給付金が支給されます。  
任職者は、支給決定月の25日迄に給付金が支給されます。  
※ 出産育児一時金のうち(本人不支給分)と表示されているのは、医療機関に支払っています。  
ご本人にお支払いさせていただくのは、(本人不支給分)を差し引いた額となります。

# (医療費控除 確定申告書作成)

## 1. 「国税庁 確定申告書等作成コーナー」サイトより

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

「医療費集計用フォーム」をダウンロードし、医療費明細、給付金支給明細の内容を転記下さい。

The image shows a browser window displaying the Japanese tax authority's website for creating tax returns. The main page is titled "国税庁 確定申告書等作成コーナー" (National Tax Authority Tax Return Preparation Corner). A red box highlights the "医療費集計フォーム" (Medical Expense Collection Form) link in the "集計用ファイルのダウンロード" (Download Collection Files) section. A red arrow points from this link to a secondary window titled "医療費集計フォーム" (Medical Expense Collection Form). This window contains instructions for downloading the form, including a warning box for users of the new tax system (from FY2022 onwards) and a "医療費集計フォームダウンロード" (Download Medical Expense Collection Form) button, which is also highlighted with a red box.

作成コーナートップ

お知らせ

- 2023/01/24  マイナンバー連携で取得する医療費通知情報などの取得可能時期について
- 2023/01/11  【不具合解消】 税務署から電子交付された「住宅借入金等特別控除証明書」を利用して住宅ローン控除を受けられる方へ
- 2023/01/06  【重要】 税務署から電子交付された「住宅借入金等特別控除証明書」を利用して住宅ローン控除を受けられる方へ

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

**NEW** 作成開始 >

保存データを利用して作成 >

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った配当等の内容を表計算ソフトで入力することができます。

医療費集計フォーム

配当集計フォーム

メッセージボックス

e-Taxの受付結果の確認やデータのダウンロードがご利用にはマイナンバー・マイナンバーカード読み取りデバイス (又はICカードリーダー) が必要です (納税の一部機能を除きます。)

医療費集計フォームのダウンロード

「医療費集計フォーム」とは、その年中において支払った医療費の内容を表計算ソフト等で入力するためのフォーマットです。

入力し保存した「医療費集計フォーム」は、所得税の確定申告書作成コーナーの医療費控除の入力画面でデータ読み込みの操作を行うことで、入力された内容を反映することができます。

医療費集計フォームに関するQ&Aはこちら

「医療費集計フォーム」をご利用になる場合は、以下の「医療費集計フォームダウンロード」ボタンをクリックし、ダウンロードを行ってください。

※ 医療費控除の入力に当たっては、医療費集計フォームを使用した入力方法のほか、入力項目に直接入力する方法も選択することができます。

**!** 令和4年分以降の所得税の確定申告書等を作成される方  
セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、「医療費集計フォーム」をご利用いただけません。

令和3年分以前の所得税の確定申告書等を作成される方  
医療費通知 (「医療費のお知らせ」など) を利用する場合は、「医療費集計フォーム」はご利用いただけません。  
また、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、「医療費集計フォーム」をご利用いただけません。

医療費集計フォームダウンロード

ご利用に当たっての留意事項【必ずお読みください】

## 2. 「医療費集計用フォーム」を作成し、 e-Taxで申告する場合は、作成したフォームをアップロードしてください。

窓口にて申告する場合は、申告書並びに手元に保管されている領収書類と一緒に印刷したフォームと、医療費明細、給付金支給明細または給付金決定通知書をご持参してください。

医療費明細の  
窓口負担額の  
記入欄

給付金給付明細の  
法定・付加給付額の  
記入欄

医療費集計フォーム Ver.3.1

●ご利用に当たって  
ご利用に当たってはシート「ご利用に当たって」の内容をご確認ください。

No.	医療を受けた人 (全角10文字以内)	病院・薬局などの名称 (全角20文字以内)	医療費の区分 ※複数選択可				支払った医療費の金額 (半角数字9桁以内)	左のうち、補填される金額 (半角数字9桁以内)	支払年月日 (任意)
			診療・治療	医薬品購入	介護保険サービス	その他の医療費			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									

### 3. 医療費控除の申告にあたっての注意事項

- ①「医療費明細」のデータについては、健康保険対象の入院・外来治療・薬剤等の医療機関窓口で支払われた自己負担分の金額のみとなります。  
金額については、健保組合に医療機関より届く情報(レセプト)の診療点数により算出されたものですので、窓口で実際に支払われた額と、端数処理の関係上、多少差異が出る場合があります。(少額の差異なので申告上は問題ないとされています)  
また、「給付金支給明細」データもサントリー健保組合からの支給されたもののみとなります。

※確定申告期間までに、医療機関より健保組合に情報が届いていないため、前年年度末(11、12月)分が含まれていない場合があります。お手元の領収書等でご確認の上、医療費集計フォームへ追加記入下さい。

※出産手当金、傷病手当金、傷病手当金付加金、延長傷病手当金付加金は医療費控除での給付としての申告は不要です。

- ②その他で医療費控除の対象になる「健康保険適用外の治療費・薬剤費」や、医療機関までの「交通費」、「サントリー健保に加入されていないご家族の医療費」、「市販の常備薬等の購入代金」、行政や個人加入の保険会社の「健保以外からの給付金」も含まれておりませんので、その分については、必要に応じ、各自でご準備の上、医療費集計フォームと一緒に記載してご申告ください。

- ③2024年途中にサントリー健保に加入された方のサントリー健保以前の医療費・給付金については、以前に加入されていた保険者(健保組合・共済組合・国保等)へご確認下さい。

- ④その他、確定申告やe-Taxに関する事項、窓口での申告に関する事などについては、国税庁、または管轄である最寄りの税務署の窓口へ、各自でお問い合わせ下さい。